

豊川市空家等対策協議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、豊川市空家等対策協議会条例（平成30年豊川市条例第23号）第9条の規定に基づき、豊川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（代理出席）

第2条 市長が、やむを得ない事由により協議会の会議（以下「会議」という。）に出席することができないときは、市長があらかじめ指名する市の職員が、会議に出席し、並びに会議の議事に参与し、及び議決に加わることができる。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名、年齢等を豊川市空家等対策協議会傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

（傍聴人の制限）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴できない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適當と認めた者

（傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) みだりに自席を離れないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 議長の許可を得ないで、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(会長の指示)

第 8 条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命じることができる。

(非公開の場合の傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会長が会議を公開しないこととしたときは、直ちに退場しなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 12 条 協議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 11 月 日から施行する。

2 豊川市空家等対策協議会の傍聴に関する取扱い（平成 28 年 7 月 14 日施行）は、廃止する。

別記様式（第4条関係）

豊川市空家等対策協議会傍聴受付票

第 回豊川市空家等対策協議会 (年 月 日)

[illegible]